職員給与規程

平成16年４月１日
規程第６号

改正　平成16年５月10日規程第44号　平成17年１月１日規程第２号
平成17年４月１日規程第９号　平成18年３月30日規程第４号
平成19年３月30日規程第２号　平成20年３月31日規程第５号
平成20年９月５日規程第11号　平成21年６月19日規程第６号
平成22年３月31日規程第３号　平成22年６月29日規程第９号
平成23年３月31日規程第４号　平成23年９月30日規程第９号
平成24年３月30日規程第５号　平成24年６月28日規程第19号
平成24年８月23日規程第21号　平成24年９月20日規程第22号
平成25年２月８日規程第27号　平成25年３月22日規程第２号
平成26年２月14日規程第１号　平成26年３月28日規程第４号
平成26年４月16日規程第７号　平成26年12月２日規程第23号
平成27年４月９日規程第６号　平成28年３月30日規程第２号
平成28年６月28日規程第３号　平成28年９月28日規程第４号
平成29年３月28日規程第９号　平成29年６月27日規程第16号
平成30年３月29日規程第３号　平成30年４月17日規程第６号
平成30年11月26日規程第11号　平成31年３月20日規程第６号
令和２年１月10日規程第１号　令和２年５月28日規程第15号
令和３年３月４日規程第１号　令和３年10月１日規程第８号
令和３年12月27日規程第11号　令和４年４月13日規程第６号
令和４年９月21日規程第33号　令和４年10月17日規程第41号
令和５年２月22日規程第８号　令和５年11月29日規程第17号
令和６年３月６日規程第３号　令和６年８月23日規程第12号
令和６年10月25日規程第15号　令和６年12月２日規程第18号
令和７年３月19日規程第11号　令和７年５月29日規程第16号
令和７年７月28日規程第19号　令和７年11月27日規程第22号
令和８年１月30日規程第４号　令和８年３月30日規程第９号
令和８年５月７日規程第13号　令和８年８月６日規程第15号
令和８年10月20日規程第16号

（目的）

第１条　この規程は、職員就業規則（平成16年規程第２号）（以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第２条　この規程は、規則第２条に規定する機構の職員（以下「職員」という。）に適用する。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は、次のとおりとする。

（１）基本給
　ア　俸給
　イ　扶養手当
　ウ　調整手当
　エ　広域異動手当
　オ　特別調整手当

（２）諸手当
　ア　職務手当
　イ　住居手当
　ウ　初任給調整手当
　エ　処遇改善手当

オ　ベースアップ調整手当
カ　特殊勤務手当
キ　時間外手術等従事手当
ク　時間外勤務手当
ケ　呼出等手当
コ　早出勤務手当
サ　夜勤手当
シ　宿日直手当
ス　待機勤務手当
セ　夜間勤務手当
ソ　休日給
タ　期末手当
チ　特例一時金
ツ　勤勉手当
テ　通勤手当
ト　単身赴任手当
ナ　寒冷地手当
ニ　休業手当

２　機構の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与の直接払）

第４条　職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員が申し出た場合は、その職員の預金又は貯金への口座振込みの方法によることができるものとする。

（給与簿）

第５条　職員に対し給与の支給をなす者（本部にあっては理事長、各施設にあっては各施設の長）は、給与簿を作成しなければならない。

２　給与簿に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（俸給の決定）

第６条　職員の受ける俸給は、規則第６条に規定する勤務時間の勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮してその職員の属する職位（職員の職位に関する規程（平成16年規程第16号）に定める職位をいう。以下同じ。）ごとに定める俸給の幅の中における号俸により決定する。

（俸給表）

第７条　職員の俸給表の種類は、次のとおりとする。

（１）事務職俸給表（別表１）
（２）医師俸給表（別表２）
（３）医療職俸給表（別表３）
（４）看護職俸給表（別表４）
（５）技能・業務職俸給表（別表５）

２　前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

（俸給月額）

第８条　職員の俸給月額は、当該職員が適用を受ける前条第１項の俸給表の定めるところによる。

２　労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのうち、医師確保が困難である施設として理事長が別に定めるものに勤務する医師又は歯科医師の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額を加算した額とする。

３　診療報酬の施設基準に基づき理事長が別に定める医師の俸給月額は、第１項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額を加算した額とする。

（昇格等）

第９条　新たに職員となった者の俸給月額の決定又は職員が俸給表の職位の等級の適用を異にすることとなった場合若しくは異なる俸給表の適用を受けることとなった場合における俸給月額の決定は、理事長が別に定めるところによる。

（昇給）

第10条　職員が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月（56歳に達した日の属する年度の末日を超えた職員にあっては18月）を下らない期間を、良好な成績で勤務したときは、その職員の属する職位の等級の幅の中において１号俸上位の号俸に昇給させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、医師俸給表の医監の適用を受ける職員の昇給については、理事長が別に定める。

３　職員の勤務成績が特に優秀である場合においては、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より２号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

４　職員が現に受けている俸給月額が、その者の属する職位の等級における最高号俸の額である場合には、その者が同一の職位の等級に属する間は昇給しない。

５　58歳に達した日の属する年度の末日を超えた職員は、第１項及び第３項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に優秀であるものについては、その職員の属する職位の等級の幅の中において１号俸上位の号俸に昇給させることができる。

６　昇給の期日は、毎年１月１日、４月１日、７月１日又は10月１日とする。

（俸給の支給方法）

第11条　俸給は、月の１日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

第12条　新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により俸給を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（扶養手当）

第13条　扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

２　前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、もっぱらその職員の扶養を受けているものとする。

（１）配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（２）22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫

（３）60歳以上の父母及び祖父母

（４）22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については13,500円、同項第２号から第５号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち２人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については11,000円）、その他の扶養親族については１人につき5,000円とする。

４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条　新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を第５条第１項の給与の支給をなす者に届出なければならない。

（１）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日から開始し、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

３　扶養手当は、これを受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

４　扶養手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

（調整手当）

第15条　調整手当は、別表６に掲げる施設に在勤する職員に支給する。

２　調整手当の月額は、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、別表６の支給施設の区分に応じてそれぞれ同表の支給割合を乗じて得た額とする。

３　調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条　医師俸給表の適用を受ける職員には、別表６のA及びBの項に掲げる施設に在勤する場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第17条　別表６に掲げる施設に在勤する職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合（これらの職員が当該異動の日又は移転の日の前日に在勤していた施設に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場

合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する施設に係る調整手当の支給割合（別表６に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた施設に係る調整手当の支給割合（別表６に掲げる割合をいい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する施設が別表６に掲げる施設に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、第15条及び前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から３年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（別表６に掲げる割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から３年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、別に理事長の定めるところによる。

（１）当該異動等の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

（２）当該異動等の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（３）当該異動等の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

２　第１項に規定する異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあった者が、規程別表６の区分Ａに係る施設以外の施設に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、これらの規定に準じて、調整手当を支給する。

（広域異動手当）

第17条の２　職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算定した施設間の距離（異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と施設との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

（１）300キロメートル以上　100分の10

（２）60キロメートル以上300キロメートル未満　100分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人、地方公共団体又は沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２各号に掲げる法人若しくは国家公務員退職手当法施行令第９条の４各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令第９条の２各号に掲げる法人を除く。）に使用される者（以下「国等職員等」という。）であった者から引き続き規則の適用を受ける職員となった者（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条から前条までの規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

５　広域異動手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

６　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別調整手当）

第18条　特別調整手当は、別表８に掲げる職員のうち理事長が指定する職員に支給し、その月額は、当該職員の俸給月額に同表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

２　特別調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

（職務手当）

第19条　職務手当は、別表９に掲げる職員に支給し、その月額は、同表に掲げる額とする。

２　前項の規定による額が、役員報酬規程（平成16年規程第４号）第４条に規定する役員の本俸の月額のうち最低の本俸の月額から職員が受ける俸給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない理事長が別に定める額とする。ただし、医師俸給表の適用を受ける職員の職務手当については、この限りでない。

３　職務手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

４　第24条、第25条の２及び第26条の規定については、第１項の規定により職務手当を支給される職員（本部班長又は専門職の職にある職員を除く。）には適用しない。

（住居手当）

第20条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第２号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及び職員等宿舎貸与規程（平成16年規程第25号）の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

（２）第38条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法及び職員等宿舎貸与規程の規定による有料宿舎その他理事長が別に定め

る住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額44,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額44,000円を超える家賃を支払っている職員　28,000円

（２）前項第２号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第21条　初任給調整手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）医師又は歯科医師の免許取得後の経過年数が35年以内であって、別表10に掲げる施設に勤務する医師又は歯科医師

（２）調剤、医薬品の供給その他の薬剤に関する業務に従事する薬剤師

２　初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　適用施設の区分及び支給期間の区分に応じた別表11に掲げる額

（２）前項第２号に掲げる職員　別表11の２に掲げる額

３　初任給調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

（処遇改善手当）

第21条の２　処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に支給する。

２　処遇改善手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で施設の長が決定した額とする。

３　処遇改善手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

４　前項に規定するもののほか、処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

（ベースアップ調整手当）

第21条の３　ベースアップ調整手当は、理事長が別に定める職員に支給する。

２　ベースアップ調整手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で施設の長が決定した額とする。

３　ベースアップ調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

４　前項に規定するもののほか、ベースアップ調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第22条　特殊勤務手当は、別表12に掲げる職員に支給し、その額は、同表に掲げるところによる。

（時間外手術等従事手当）

第22条の２　時間外手術等従事手当は、別に定める要件に該当する施設において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は処置（別に定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。）を実施した医師に対して支給する。

２　前項の手当の額は、手術等１件につき、それぞれ各号に定める額を支給する。

（１）施設の長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合　5,000円

（２）深夜に開始される手術等に従事した場合　5,000円

（３）施設の長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前２号に規定する場合を除く。）　2,500円

３　前各項に規定するもののほか、時間外手術等従事手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第23条　削除

（時間外勤務手当）

第24条　規則第６条から第８条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振られた日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

２　正規の勤務時間を割り振られていない日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

３　前項の規定にかかわらず、規則第11条第３項の規定により休日を他の日に振り替えられた職員については、その日を通常の勤務日とみなして通常の給与を支給する。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めによる休日として取り扱う休日における勤務を除く。）の時間が月の１日から末日までの期間について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項及び第２項の規定にかかわらず、１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　本部班長又は専門職の職にある職員については、前各項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び正規の勤務時間を割り振られていない日において勤務した時間に係る同項の例により算定した時間外勤務手当の額が別表９に規定する職務手当の月額を超過する場合には、当該超過する額を時間外勤務手当として支給する。

（呼出等手当）

第25条　第19条の規定に基づき職務手当の支給を受けている職員が次の各号に該当する勤務に従事した場合には呼出等手当を支給する。

（１）当該職員のうち労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員（医師俸給表、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける職員に限る。）が救急医療その他の緊急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

（２）緊急又は臨時の必要その他の業務の運営の必要により正規の勤務時間以外の時間に通算１時間以上勤務した場合（ただし、前号に該当する勤務に従事した場合を除く。）

２　呼出等手当の額は、前項各号の区分に応じて次の各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号に該当する勤務　前項第１号の規定による勤務に従事した全時間について、前条の規定を準用して得た額から別表９に規定する職務手当の月額を減じて得た額

（２）前項第２号に該当する勤務　１日につき2,400円（ただし、同一日に通算４時間以上勤務した場合には１日につき4,800円とする。）

（早出勤務手当）

第25条の２　早出勤務手当は、正規の勤務時間として午前７時までに出勤した職員のうち理事長が別に定める者に対し、次の各号の区分に応じてそれぞれ掲げる額を支給する。

（１）午前６時までに出勤した職員　勤務１回につき1,000円

（２）午前７時までに出勤した職員（前号に該当する者を除く。）　勤務１回につき800円

（夜勤手当）

第26条　正規の勤務時間内の勤務のうち午後10時から翌日の午前５時までの勤務があった場合には、その午後10時から翌日の午前５時までの時間に対して、１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の50を夜勤手当として支給する。

第27条　削除

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第28条　第24条から第26条まで、第44条から第46条まで及び第48条の２に規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額、処遇改善手当の月額、ベースアップ調整手当の月額及び当該勤務が特殊勤務手当を支給される勤務であるときは特殊勤務手当の額（日によって定められた特殊勤務手当については、当該日額に21を乗じて得た額）との合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除した額とする。

（宿日直手当）

第29条　職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられその勤務をした場合には、宿日直手当を支給する。

２　前項の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務１回につき、その勤務者が医師である場合には21,000円、その他の職員である場合には5,000円とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、理事長が別に定める。

３　第１項の勤務は、第24条第１項及び第２項並びに第26条の勤務には含まれないものとする。

（待機勤務手当）

第29条の２　労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員（医師俸給表、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける者に限る。）が救急医療その他の緊急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務を命ぜられ当該待機勤務に従事したときは、次の各号の職種の区分に応じ待機勤務手当を支給する。

（１）医師俸給表の適用を受ける職員　勤務１回につき5,800円

（２）医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける職員　勤務１回につき　2,900円

２　労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員が施設保全等の施設運営維持に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務を命ぜられ当該待機勤務に従事したときは、勤務１回につき2,000円を支給する。

３　待機勤務を命ぜられた時間が５時間未満のときは、前項の規定にかかわらず、前２項に定める額の100分の50に相当する額を支給する。

（夜間勤務手当）

第30条　夜間勤務手当は、労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員のうち、次の各号に該当する勤務に従事したものに支給する。

（１）正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に及ぶ病棟勤務

（２）正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に及ぶ救急医療に関する勤務

２　前項の手当の額は、その勤務１回につき理事長が別に定める勤務時間の区分に応じ、7,500円、4,100円又は3,400円とする。

（休日給）

第31条　規則第11条第１項第２号及び第３号に規定する休日において、正規の勤務又は宿日直の勤務に就くことを命ぜられた職員には、理事長が別に定める額を休日給として支給する。

第32条　削除

（期末手当）

第33条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前６箇月に満たない期間内において規則第47条第１項第１号の規定により退職し、又は死亡した職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額から、ライフプラン支援金規程（平成29年規程第８号）第４条に規定するライフプラン支援金の支給額（理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額）を減じて得た額とする。

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

４　事務職俸給表の適用を受ける職員でその職位の等級が主事３級又は技師３級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき別表14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、職員の区分に応じて、同表に掲げる加算割合を乗じて得た額（別表13に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

５　第２項の理事長が別に定める割合並びに前項の別表13及び別表14に掲げる割合は、理事長が必要と認めるときは、理事長が別に定めるところによりその割合を変更することができる。

第34条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第62条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）基準日前３箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（３）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第35条　理事長又は各施設の長（以下この条において「理事長等」という。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

２　理事長等は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（特例一時金）
第35条の２　特例一時金は、６月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、支給する。
２　特例一時金の額は、ライフプラン支援金規程（平成29年規程第８号）第８条に規定する額とする。
３　特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。
４　前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（勤勉手当）
第36条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者が勤務する施設の業績及び基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
４　第33条第４項及び第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは、「第36条第３項」と読み替えるものとする。
５　第34条及び第35条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第１項」とあるのは「第36条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
（通勤手当）
第37条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道１キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道１キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道１キロメートル未満であるものを除く。）
２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）。
（２）前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が２キロメートル未満である職員　1,000円
イ　使用距離が片道２キロメートル以上５キロメートル未満である職員　2,000円
ウ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円
エ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円
オ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円
カ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円
キ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円
ク　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円
ケ　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円
コ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円
サ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円
シ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円
ス　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円
セ　使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員　38,700円
ソ　使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員　42,200円
タ　使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員　45,700円
チ　使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員　49,200円
ツ　使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員　52,700円
テ　使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員　56,200円
ト　使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員　59,600円
ナ　使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員　63,000円
ニ　使用距離が片道100キロメートル以上である職員　66,400円

（３）前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、所在する地域を異にする施設に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号、次項及び第５項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）。

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに規則の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6　通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

7　通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

8　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

9　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第38条　施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3　新たに規則の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤することとなった施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　単身赴任手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。

5　前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（寒冷地手当）

第39条　寒冷地手当は、理事長が別に定める寒冷な期間（以下「寒冷期」という。）に属する各月の第１日（以下「基準日」という。）において、寒冷な地域に所在する施設で理事長が別に定めるもの（以下「寒冷地施設」という。）に在勤する職員（理事長が指定する職員を除く。）に対して支給する。

第40条　寒冷地手当は、基準額、加算額及び豪雪加給額とし、それぞれの支給対象者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）基準額は、前条の職員に支給するものとし、その額は、寒冷地施設の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が３人以上ある職員にあっては

32,740円、扶養親族が１人又は２人ある職員にあっては27,300円、扶養親族のない職員にあっては16,580円を、その他の職員にあっては11,840円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

（２）加算額は、寒冷地施設のうち理事長が別に定める施設に在勤する職員（暖房の施されている寄宿舎に居住している職員を除く。）に支給するものとし、その額は、寒冷地施設の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員にあっては13,300円、扶養親族のない職員にあっては8,860円を、その他の職員にあっては4,440円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

（３）豪雪加給額は、寒冷地施設の存する地域に豪雪があった場合において、当該豪雪時にこれらの寒冷地施設に在勤する職員に対して支給するものとし、その額は、7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

第41条　寒冷地手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。ただし、豪雪加給額の支給方法については、その都度、理事長が定める。

第42条　第47条の規定による給与の支給を受けている職員に対しては、第40条の規定にかかわらず、当該規定による額にその職員の給与の支給について用いられた第47条の規定による割合を乗じて得た額を支給する。

（休暇の際の給与）

第43条　規則第２章第５節及び第６節に規定する休暇の期間については、給与の全額を支給する。

（育児休業等に係る給与）

第44条　職員が、規則第33条第１項に規定する育児休業又は規則第33条の２第１項に規定する出生時育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

２　育児休業をしている職員のうち、育児休業期間中に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の７に規定する育児休業給付金又は同法第61条の８に規定する出生時育児休業給付金の支給を受けていない職員については、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、休職者給与を支給する。

３　規則第33条の２第１項に規定する出生時育児休業をしている職員のうち、同条第２項に規定する出生時育児休業中の勤務をした職員については、前２項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の勤務１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額を休職者給与として支給する。

４　第33条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含み、規則第33条の２第２項に規定する出生時育児休業中の勤務期間を除く。）がある職員には、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

５　第36条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（規則第33条の２第２項に規定する出生時育児休業中の勤務期間を除く。）がある職員には、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

６　育児休業をした職員が職務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の２分の１に相当する期間を引き続き勤務したものとして、俸給月額を調整し、又は第10条第１項に規定する期間を短縮することができる。

７　職員が、規則第34条第１項及び第34条の２第１項第２号に規定する育児短時間により勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

８　第２項に規定する給与の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

９　前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

（介護休業等に係る給与）

第45条　職員が、規則第35条第１項に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

２　第33条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
３　第36条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第１項に規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
４　介護休業をした職員が職務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の２分の１に相当する期間を引き続き勤務したものとして、本俸月額を調整し、又は第10条第１項に規定する期間を短縮することができる。
５　職員が、規則第36条第１項に規定する介護短時間により勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
６　前各項に規定するもののほか、介護休業等に係る給与について必要な事項は、理事長が別に定める。
（欠勤者等の給与）
第46条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。
２　職員が結核性疾患にかかり欠勤した場合は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から１箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。
３　職員が前２項以外の精神又は身体の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が６箇月に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。
４　職員が前３項に規定する事由以外の事由により欠勤した場合（規則第23条第３項の無届欠勤として取り扱われる場合を除く。）には、その欠勤の日数（規則第２章第５節及び第６節の休暇の日数を除く。以下同じ。）が１箇月に達するまでは俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給し、その欠勤の日数が１箇月を超えるときは、１箇月を超える日数については、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額の100分の50を支給する。
５　規則第22条の規定による承認（事前又は事後の承認をいう。）を受けず、遅参、職務の一時離脱若しくは早退を行った職員又は規則第23条第３項の規定により無届欠勤として取り扱われた職員に対しては、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
６　第２項及び第３項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。
（休職者の給与）
第47条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
２　職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が２箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の80を支給する。
３　職員が前２項以外の精神又は身体の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が１箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の80、１箇年を超えた期間については100分の60を支給する。
４　規則第43条第１項ただし書の規定により延長された期間中は、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の60を支給する。

５　職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の60の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。

６　前各項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられたときは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の全部又は一部を支給することができる。

（停職者の給与）

第48条　職員が規則第62条の停職の処分を受けたときは、その停職期間中に係る給与は、支給しない。

（勤務時間内の兼職に従事した者の給与）

第48条の２　機構の許可を得て他の業務につく（以下「兼職」という。）職員のうち、勤務時間内に他の業務に従事した職員に対しては、第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、兼職に従事した時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、理事長又は各施設の長が別に定める場合を除く。

（休業手当）

第49条　機構の責に帰すべき事由による休業の場合においては、その期間中当該職員に俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。

（給与の非常時払）

第50条　職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による１週間以上の帰郷その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

（実施に関し必要な事項）

第51条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

２　平成16年３月31日現在において労働福祉事業団（以下「事業団」という。）に在職する職員であって、同年４月１日に機構の職員となった者の在職期間の算定については、事業団の職員であった在職期間を含むものとする。

（経過措置）

３　福岡県飯塚市に所在する施設（以下「指定解除施設」という。）に在勤する職員には、規程第16条及び第17条の規定又は附則第６項の規定によりこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第17条の規定にかかわらず、平成20年３月31日までの間、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、附則別表１の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

４　福岡県北九州市に所在する施設（以下「支給区分改定施設」という。）に在勤する職員には、規程第16条及び第17条の規定により規程第15条の規定による調整手当の支給割合にこの項の規定による調整手当の支給割合を加えて得た割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第17条の規定にかかわらず、平成20年３月31日までの間、規程第15条の規定による調整手当のほか、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、附則別表１の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

５　指定解除施設に在勤する職員が平成20年３月31日までの間にその在勤する施設を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた指定解除施設に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する施設が別表６に掲げる施設に該当しないこととなるときは、当該職員には、規程第16条及び第17条の規定により当該異動に係るこの項本文の規

定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第15条及び第17条の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間（当該異動の日から起算して２年を経過する日が平成20年４月１日以後となる職員にあっては、同年３月31日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から２年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

（１）当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　指定解除施設に在勤するものとした場合における附則第５項の規定による調整手当の支給割合

（２）当該異動の日から同日以後２年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）　同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

６　支給区分改定施設に在勤する職員が平成20年３月31日までの間にその在勤する施設を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた支給区分改定施設に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する施設が別表６中区分AからCまでの施設に該当しないこととなるときは、当該職員には、規程第16条及び第17条の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第15条及び第17条の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間（当該異動の日から起算して２年を経過する日が平成20年４月１日以後となる職員にあっては、同年３月31日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から２年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

（１）当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　支給区分改定施設に在勤するものとした場合における規程第15条の規定による調整手当の支給割合及び附則第６項の規定による調整手当の支給割合を合計した割合

（２）当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

７　指定解除施設に在勤する医師又は歯科医師の初任給調整手当は、別表10の適用区分Cにかかわらず、平成20年３月31日までの間、同表の適用区分Dによるものとする。

８　支給区分改定施設に在勤する医師又は歯科医師の初任給調整手当は、別表10の適用区分Dにかかわらず、平成20年３月31日までの間、同表の適用区分Eによるものとする。

９　第８条の規定にかかわらず、労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの院長若しくは副院長又はこれらと同等の職にある者であって、理事長が別に定めるものについては、理事長は、別に俸給月額を定めることができる。

10　平成26年３月31日までの間、下表の左欄に掲げる本部又は施設の区分に応じ同表の右欄に定める対象職員（以下「減額対象職員」という。）に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

本部又は施設の区分	対象職員
本部	全職員
施設	労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの院長、副院長、事務局長、薬剤部長、看護部長又は事務局次長の職にある職員 看護専門学校の校長、副校長又は事務長の職にある職員

	勤労者予防医療センターの所長又は事務長の職にある職員 労災リハビリテーション作業所の所長又は事務長の職にある職員 産業保健推進センターの所長、副所長若しくは業務課長又は産業保健推進連絡事務所の副代表若しくは産業保健推進専門職の職にある職員

（１）俸給月額　規程第８条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の受ける俸給月額に、下表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職位の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

俸給表	職位	割合
事務職	上席参事１級、上席参事２級及び参事１級	9.77／100
	参事２級、参事３級、主事１級、主事２級及び主事３級	7.77／100
	書記１級、書記２級及び書記３級	4.77／100
医師	医監	9.77／100
医療職	特１等級	9.77／100
	１等級	7.77／100
看護職	特等級	9.77／100
	特１等級及び１等級	7.77／100

（２）特別調整手当　規程第18条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

（３）職務手当　規程第19条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額

（４）調整手当　規程第15条、第16条及び第17条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の俸給月額及び特別調整手当に対する調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額

（５）期末手当　規程第33条の規定にかかわらず、当該減額対象職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（６）勤勉手当　規程第36条の規定にかかわらず、当該減額対象職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（７）規程第43条、第46条及び第47条の規定により支給される給与　当該減額対象職員に適用される次のアからケまでに掲げる規定の区分に応じて定める額

ア　規程第43条、第46条第１項及び第47条第１項　第１号から第４号に定める額

イ　規程第46条第２項　第１号及び第４号に定める額

ウ　規程第46条第３項　第１号及び第４号に定める額

エ　規程第46条第４項　欠勤の日数が１か月に達するまでは第１号及び第４号に定める額、欠勤の日数が１か月を超えるときは、１か月を超える日数については、第１号及び第４号に定める額に100分の50を乗じて得た額

オ　規程第47条第２項　第１号及び第４号に定める額に100分の80を乗じて得た額

カ　規程第47条第３項　休職の期間が１か年に達するまでは、第１号及び第４号に定める額に100分の80を乗じて得た額、１か年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額

キ　規程第47条第４項　規則第43条第１項ただし書の規定により延長された期間中は、第１号及び第４号に定める額に100分の60を乗じて得た額

ク　規程第47条第５項　第１号及び第４号に定める額に同条第５項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合（同項の規定に基づき理事長が定める額として支給された額を同項に規定する合計額で除したものをいう。）を乗じて得た額

ケ　規程第47条第６項　第１号及び第４号に定める額に同条第６項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合（同項の規定に基づき支給された額を同項に規定する合計額で除したものをいう。）を乗じて得た額

11　平成26年３月31日までの間、減額対象職員の規程第28条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、俸給月額から前項第１号に定める額を減じた額、特別調整手当の月額から前項第２号に定める額を減じた額及び調整手当の月額から前項第４号に定める額を減じた額並びに初任給調整手当の月額及び当該勤務が特殊勤務手当を支給される勤務であるときは特殊勤務手当の額（日によって定められた特殊勤務手当については、当該日額に21を乗じて得た額）の合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除して得た額とする。

12　平成26年３月31日までの間、平成22年６月29日規程第９号附則第２条の規定の適用を受ける減額対象職員に対する前２項の規定の適用について、前２項中「俸給月額」とあるのは、「平成22年６月29日規程第９号附則第２条の規定により定められた俸給月額」と読み替えるものとする。

13　前３項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

14　令和４年１月１日から理事長が別に定める日までの間、特殊勤務手当として、第22条に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に1日につき4,000円を支給する。

15　令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間、第3条第1項に定めるもののほか、理事長が別に定める職員に処遇改善特別手当を支給する。

16　処遇改善特別手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの院長が決定した額とする。

17　処遇改善特別手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。

18　処遇改善特別手当については、職員給与規程第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に加えるものとする。

19　この附則に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則別表１（附則第３項関係）

平成16年４月１日から平成19年３月31日まで	100分の３
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	100分の２

附　則（平成16年５月10日規程第44号）

この規程は、平成16年５月10日から施行し、平成16年４月10日から適用する。

附　則（平成17年１月１日規程第２号）

１　この規程は、平成17年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成17年４月１日から施行する。

２　この規程による変更後の職員給与規程第33条及び第36条の規定は、平成16年12月１日から適用する。

附　則（平成17年４月１日規程第９号）

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月30日規程第４号）

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

（職務手当の改定に伴う経過措置）

２　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条の規定に基づき職務手当が支給される職員であって、平成18年３月31日現在における改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第19条の規定が適用されていたもののうち、平成18年４月１日以降における改正後の規程別表９に規定する職務手当の月額（以下「新支給額」という。）が、改正前の規程別表９の支給割合と平成18年３月31日現在の俸給月額に基づき算出した職務手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないものについては、平成22年３月31日までの間、新支給額と旧支給額との差

額に下表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に新支給額を加算した額の職務手当を支給する。

期間	割合
平成18年４月１日から平成19年３月31日までの間	80／100
平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間	60／100
平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間	40／100
平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間	20／100

３　前項の規定において、平成18年４月１日以降にそれ以前に補せられていた役職以外の役職に補せられた職員の職務手当の月額については、前項の規定にかかわらず次の各号に定めるものとする。

（１）平成18年３月31日現在において補せられていた役職（次号において「改正前の役職」という。）と平成18年４月１日以降に新たに補せられた役職（次号において「改正時の役職」という。）が別表９において同一の区分である場合　前項の規定により算出した額

（２）改正前の役職と改正時の役職が、別表９において異なる区分である場合又は平成18年４月２日以降に新たな役職に補せられた場合　別表９に定める額

（特地勤務手当に準ずる手当の廃止に伴う経過措置）

４　平成18年３月31日現在吉備高原医療リハビリテーションセンターに在勤していた職員のうち、改正前の規程第23条の規定が適用されていた職員については、平成19年３月31日までの間、改正前の規程第23条の規定を適用し、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間は同条中「100分の４」を「100分の２」に読み替えて適用する。

（調整手当の引継ぎ）

５　平成18年３月31日現在における改正前の規程第17条第２項の規定が適用されている職員の調整手当の支給については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

６　平成18年３月31日現在において、国等の機関に使用される者であった者が、当該国等の機関が支給する調整手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の３及び給与法第11条の７に規定する手当又は給与法に準じて当該国等の機関が支給する調整手当又は異動保障をいう。）の適用を受けている場合であって、平成18年４月１日に機構の職員となったものについては、平成18年３月31日現在在勤していた国等の機関を改正後の規程第17条中「当該異動の日の前日に在勤していた施設」とみなして同条の規定を適用する。

附　則（平成19年３月30日規程第２号）

１　この規程は、組織規程の一部を改正する規程（平成19年規程第１号）の施行の日から施行する。ただし、第36条及び別表12の改正規定並びに次項の規定は、平成19年４月１日から施行する。

２　労災病院の再編計画（平成16年３月30日付け基発第030002号）に基づき廃止された施設（以下「廃止施設」という。）に在勤していた職員のうち、業務の必要から廃止日以後も引き続き機構の職員として廃止施設で勤務することとなった場合の調整手当の支給については、職員給与規程第15条の規定にかかわらず、当該廃止施設に在勤する間、当該廃止施設の廃止日前における調整手当の支給割合によるものとする。

附　則（平成20年３月31日規程第５号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（以下の附則省略）

附　則（平成20年９月５日規程第11号）抄

１　この規程は、平成20年９月５日から施行し、平成21年４月１日から適用する。ただし、適用日前に支給する給与については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月31日規程第３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

（以下の附則省略）

附　則（平成22年６月29日規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成22年７月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第８条の規定により定められる職員の受ける俸給月額（以下「改正後の俸給月額」という。）が、附則別表１から附則別表６までに掲げる俸給表により定められた平成22年６月30日現在における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に達しない職員については、改正後の俸給月額が旧俸給月額を超えるまでの間は、改正後の規程第８条の規定にかかわらず、旧俸給月額を職員の受ける俸給月額として定めるものとする。

２　この規程の施行日から平成23年３月31日までの間において、昇給、昇格等により俸給月額が変更となる職員に係る俸給月額については、改正後の規程第８条の規定にかかわらず、附則別表第１から附則別表第６までに掲げる俸給表により定めるものとする。この場合において、前項中「平成22年６月30日現在における俸給月額」は「昇給、昇格等により変更となった変更後の俸給月額」と読み替えるものとする。

３　改正後の俸給月額が旧俸給月額を超える職員に係る俸給月額については、平成23年３月31日までの間は改正後の規程第８条の規定にかかわらず、旧俸給月額を職員の受ける俸給月額として定めるものとする。

４　この規程の施行日から平成23年３月31日までの間に採用された職員に係る俸給月額の決定については、平成23年３月31日までの間は改正後の規程第８条の規定にかかわらず、附則別表１から附則別表６までに掲げる俸給表により定めるものとする。

（院長等の俸給月額の特例に関する達の廃止）

第３条　院長等の俸給月額の特例に関する達（平成17年達第11号）は、平成23年３月31日をもって廃止する。

（附則別表１）

平成22年7月1日改正前の事務職俸給表

（単位:円）

職位 号俸	上席参事 1　級	上席参事 2　級	参事1級	参事2級	参事3級	主事1級又 は技師1級	主事2級又 は技師2級	主事3級又 は技師3級	書記1級又 は技手1級	書記2級又 は技手2級	書記3級又 は技手3級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	404,900	364,600	333,300	322,700	304,800	286,900	259,700	235,000	205,800	171,000	—
2	417,600	376,800	343,000	332,100	313,700	295,800	268,200	243,000	213,200	180,600	139,500
3	430,400	389,200	353,100	341,800	322,700	304,700	277,000	251,100	222,000	189,200	143,400
4	444,500	403,100	364,600	351,900	331,900	313,600	285,800	259,200	230,400	197,100	147,900
5	458,700	415,300	376,200	361,900	341,300	322,500	294,600	267,300	238,300	204,200	152,600
6	473,000	427,500	388,000	371,800	350,800	331,400	303,400	275,900	246,100	210,900	157,900
7	487,700	439,500	400,500	381,300	360,500	340,400	312,200	284,600	253,700	217,500	163,400
8	502,500	451,200	411,600	390,700	370,100	349,400	321,000	293,300	260,900	224,000	169,200
9	517,300	462,400	422,700	400,000	379,500	358,400	329,600	302,000	267,700	230,100	175,600
10	532,000	473,200	433,600	409,300	388,800	367,400	338,000	310,500	274,300	235,900	181,200
11	546,300	483,300	443,800	418,500	398,000	376,500	346,100	318,700	280,800	241,500	186,000
12	560,400	493,400	454,000	427,700	407,200	385,500	353,500	326,800	287,200	246,700	189,900
13	574,400	503,000	464,100	436,900	416,100	394,500	360,800	334,800	293,600	251,200	193,800
14	583,300	511,600	474,100	444,100	422,800	403,500	367,500	342,300	299,500	255,500	197,400
15	592,100	520,000	484,000	451,000	429,000	412,300	372,900	349,200	305,400	259,800	201,000
16			492,800	457,900	434,900	419,000	378,300	355,900	311,000	264,100	204,400
17				464,400	440,700	425,200	382,500	362,300	315,200	268,400	206,300
18				469,800	446,400	430,800	386,600	367,700	319,300	271,800	
19					451,800	435,900	390,700	373,100	323,400	274,900	
20						440,500	394,600	376,800	327,500		
21							398,300	380,400			
22								383,900			
23								387,600			

備考　この表は、本部及び労災病院、その他の施設の事務員並びに理事長の指定する職員に適用する。

（附則別表２）

平成22年7月1日改正前の医師俸給表

（単位:円）

職位 号俸	医監 俸給月額	医長 俸給月額	医事 俸給月額	副医事 俸給月額
1	466,800	350,200	292,300	221,100
2	479,000	362,400	301,200	229,600
3	491,200	374,900	312,600	239,700
4	503,300	388,000	324,500	250,100
5	515,300	401,000	336,400	261,700
6	527,300	413,800	348,600	274,400
7	539,200	426,600	360,800	285,900
8	550,500	439,100	373,300	297,300
9	561,600	451,300	386,000	308,600
10	572,400	463,100	398,800	319,800
11	583,900	474,900	411,600	331,000
12	595,800	486,200	423,600	342,100
13	608,300	497,100	435,400	353,000
14	621,200	508,000	447,200	363,800
15	634,400	518,800	458,100	374,600
16	647,100	529,600	468,500	384,300
17	659,300	540,400	478,600	393,900
18	671,500	551,200	488,300	403,300
19	683,700	561,900	497,900	412,400
20	695,900	572,500	503,900	420,700
21		578,900	509,700	429,000
22		585,300	515,500	436,500
23		591,700	521,300	

備考1　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

2　医監については、理事長が必要と認めた場合においては、その俸給月額を、この表の最高の俸給月額にその最高の俸給月額とその直近下位の俸給月額との差額を加えた合計額の範囲内において理事長が別に定めることができる。

（附則別表３）

平成22年7月1日改正前の医療職俸給表

（単位:円）

職位	特1等級	1等級	特2等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	414,300	351,900	318,600	284,100	246,900	222,900	178,300	144,000
2	425,600	362,900	328,600	293,100	255,100	230,600	185,800	148,100
3	437,000	374,000	338,600	302,400	263,700	238,400	194,100	153,900
4	448,400	385,200	349,000	311,700	272,800	246,500	203,200	160,400
5	459,800	396,400	359,200	321,200	281,800	254,600	211,600	167,100
6	471,300	408,300	369,000	330,700	290,800	263,200	219,700	174,400
7	482,900	419,500	378,700	341,100	299,800	271,900	227,400	181,700
8	494,700	430,300	388,100	350,900	308,800	280,900	235,100	190,000
9	508,000	440,900	397,500	360,300	317,800	289,800	242,800	198,000
10	520,900	451,500	406,800	369,500	326,800	298,500	250,500	205,600
11	530,200	461,900	416,000	378,600	335,800	307,000	258,200	213,100
12	537,200	471,600	425,200	387,500	344,700	315,500	265,500	220,600
13	543,800	479,500	433,900	396,200	353,300	324,000	272,800	228,100
14	550,300	487,400	441,800	403,500	361,900	332,400	280,000	233,400
15	555,700	495,200	447,300	410,500	369,800	340,700	287,000	238,600
16	561,000	502,000	452,400	417,000	376,700	348,800	294,000	243,700
17			457,400	423,300	382,300	356,100	300,900	248,800
18				429,300	387,900	363,400	307,700	253,900
19				435,000	393,300	370,200	313,500	258,900
20				439,900	398,700	374,500	319,300	263,800
21					403,900	378,500	324,700	268,700
22					408,900	382,400	328,800	273,500
23					413,300	386,100	332,800	277,200
24					417,600	389,800	335,700	280,500
25								283,000

備考　この表は、薬剤師、診療放射線技師、診療Ｘ線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士及びマッサージ師並びに理事長の指定する職員に適用する。

（附則別表４）

平成22年7月1日改正前の看護職俸給表

（単位:円）

職位	特等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	362,400	335,300	270,300	252,000	235,000	178,400	149,500
2	373,600	343,500	279,600	260,700	243,300	185,800	153,100
3	384,800	352,600	290,200	269,700	251,800	193,600	156,900
4	396,900	362,200	299,900	279,000	260,500	201,600	160,900
5	410,700	372,000	309,100	289,600	269,500	209,600	166,300
6	421,600	381,800	318,200	299,000	278,700	217,700	171,800
7	432,500	391,600	326,900	308,000	289,300	225,800	178,000
8	443,200	401,200	335,200	317,000	298,200	233,900	185,400
9	453,900	410,600	343,400	325,600	307,000	242,100	193,200
10	463,900	420,000	351,500	333,800	315,800	250,100	201,200
11	472,400	428,800	359,500	341,700	324,200	258,100	209,000
12	479,700	436,400	367,100	349,400	332,200	266,000	216,700
13	487,000	444,000	374,700	357,100	340,000	273,800	224,300
14	494,200	451,500	382,200	364,700	347,700	281,500	231,900
15	501,100	458,800	389,700	371,200	355,400	289,200	239,400
16	507,700	466,000	397,100	377,600	363,000	296,800	246,900
17	512,200	473,100	404,500	384,000	369,300	304,400	254,400
18	516,200	480,200	411,800	390,400	375,500	312,000	261,800
19	520,100	486,200	419,100	396,700	381,700	319,600	269,200
20		491,200	425,100	403,000	387,700	327,200	276,600
21			431,000	409,300	393,700	334,800	284,000
22			436,800	415,600	399,600	342,400	291,300
23			442,600	420,700	405,300	349,800	298,600
24			448,400	425,000	411,000	356,700	305,900
25			454,200	429,300	415,500	362,600	313,100
26				433,600	420,000	367,500	318,200
27				437,900	424,300	372,300	323,200
28				441,900	428,400	376,600	328,200
29						380,200	332,000
30						383,800	335,700

備考　この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

（附則別表５）

平成22年7月1日改正前の技能・業務職俸給表

（単位：円）

職位	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	238,900	218,000	204,200	182,000	145,200	—
2	247,200	224,600	210,500	189,200	150,200	128,500
3	254,100	231,600	216,800	196,500	155,300	130,700
4	261,000	238,600	223,200	203,800	160,800	133,200
5	267,900	246,900	230,100	210,000	166,900	136,700
6	274,700	253,400	237,000	215,900	173,500	140,200
7	281,400	259,700	245,200	221,800	180,800	144,300
8	287,800	265,600	251,300	227,600	187,600	148,900
9	294,200	271,400	257,200	233,100	193,900	153,700
10	300,500	277,200	262,800	238,500	200,100	159,200
11	306,600	283,000	268,400	243,600	206,300	164,800
12	312,100	288,700	273,900	248,700	211,300	170,600
13	317,100	294,300	279,400	253,800	216,300	176,400
14	322,100	299,400	284,800	258,900	220,700	182,500
15	327,100	304,300	290,000	264,000	225,100	188,600
16	332,100	309,200	295,000	269,100	229,400	193,800
17	337,100	314,100	299,900	274,200	233,200	199,000
18	342,100	319,000	304,800	278,700	236,700	203,600
19	347,100	323,900	309,700	282,800	240,200	208,100
20	352,000	327,200	314,600	286,600	243,700	211,200
21	356,500	330,100	319,300	290,400	246,400	214,300
22	361,000	333,000	322,300	292,900	249,000	217,400
23	365,100	335,800	325,000	295,400	251,500	220,500
24	368,900	338,600	327,700	297,900	253,900	223,600
25	372,400	341,400	330,400	300,400	256,000	226,700
26			333,100			229,300
27						231,900
28						234,500

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

（附則別表６）

平成22年7月1日現在の院長等の俸給月額の特例に関する達　別表

（単位:円）

職位 号俸	医　　監 俸給月額
1	455,100
2	467,000
3	478,900
4	490,700
5	502,400
6	514,100
7	525,700
8	536,700
9	547,600
10	558,100
11	569,300
12	580,900
13	593,100
14	605,700
15	618,500
16	630,900
17	642,800
18	654,700
19	666,600
20	678,500

附　則（平成23年３月31日規程第４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規程第５号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月28日規程第19号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成24年７月１日から施行する。

附　則（平成24年８月23日規程第21号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成24年９月１日から施行する。

附　則（平成24年９月20日規程第22号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年２月８日規程第27号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成25年３月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日規程第２号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年２月14日規程第１号）
第１条　この規程は、平成26年３月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規程第４号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月16日規程第７号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成26年４月16日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則（平成26年12月２日規程第23号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成26年12月２日から施行し、平成26年12月１日から適用する。

附　則（平成27年４月９日規程第６号）
（施行期日）
この規程は、平成27年４月９日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則（平成28年３月30日規程第２号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成28年４月１日から施行する。
２　平成28年３月31日現在において独立行政法人労働安全衛生総合研究所に在職した職員であって、同年４月１日に機構の職員となり、本規程の適用となった者の在職期間の算定については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員であった在職期間を含むものとする。

附　則（平成28年６月28日規程第３号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成28年９月28日規程第４号）
（施行期日）
第１条　この規程は、平成28年10月１日から施行する。
（職務手当の改定に伴う経過措置）

第２条　この規程の施行前にこの規程による改正前の第19条第１項の規定により職務手当が支給されていた班長又は専門職の職にある職員に対する職務手当の額については、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月28日規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年６月27日規程第16号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成29年６月27日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附　則（平成30年３月29日規程第３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月17日規程第６号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成30年７月１日から施行する。

附　則（平成30年11月26日規程第11号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成31年１月１日から施行する。

附　則（平成31年３月20日規程第６号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月10日規程第１号）

第１条　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

第２条　令和元年12月４日において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第20条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定による住居手当が支給されないこととなる職員又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第20条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から令和３年３月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあっては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときはその前日）までの間の住居手当については、改正後の規程第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（１）改正前の規程第20条に規定する職員たる要件を欠くに至った場合

（２）施行日に居住していた住居を変更した場合（前号に該当するものを除く。）

（３）施行日に居住していた住居の家賃が月額43,000円以上に変更となった場合

附　則（令和２年５月28日規程第15号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和２年５月28日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月４日規程第１号）

（施行期日）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月１日規程第８号）
（施行期日）
この規程は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和３年12月27日規程第11号）
（施行期日）
この規程は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年４月13日規程６号）
（施行期日）
この規程は、令和４年４月13日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和４年９月21日規程第33号）
（施行期日）
この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和４年10月17日規程第41号）
（施行期日）
第１条　この規程は、令和４年10月17日から施行し、令和４年10月１日から適用する。
（令和４年10月分処遇改善手当の支給日）
第２条　令和４年10月分の処遇改善手当については、令和４年11月18日に支給する。

附　則（令和５年２月22日規程第８号）
第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年11月29日規程第17号）
第１条　この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和６年３月６日規程第３号）
第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年８月23日規程第12号）
第１条　この規程は、令和６年12月１日から施行する。

附　則（令和６年10月25日規程第15号）
第１条　この規程は、令和６年12月１日から施行し、令和６年６月１日から適用する。ただし、第21条の２の規定は、令和６年12月１日から適用する。

附　則（令和６年12月２日規程第18号）
第１条　この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附　則（令和７年３月19日規程第11号）
第１条　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月29日規程第16号）

第１条　この規程は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和７年７月28日規程第19号）

第１条　この規程は、令和７年10月１日から施行する。

附　則（令和７年11月27日規程第22号）

第１条　この規程は、令和７年12月１日から施行する。

附　則（令和８年１月30日規程第４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

（調整手当に関する経過措置）

第２条　この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後規程」という。）第17条の規定は、令和５年４月２日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和８年４月１日から当該異動等の日以後」と、同項ただし書中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和８年４月１日から当該異動等の日以後」と、同項第３号中「当該異動等の日から同日」とあるのは、「令和８年４月１日から当該異動等の日」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第３条　改正後規程第17条の２の規定は、令和５年４月２日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和８年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第４条　改正後規程第37条第４項及び第38条第３項の規定は、施行日前に新たに職員就業規則（平成16年規程第２号）の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附　則（令和８年３月30日規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月７日規程第13号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年５月７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（賃上げ特別手当）

第２条　令和８年５月31日までの間、賃上げ特別手当を理事長が別に定める職員に支給する。

２　賃上げ特別手当の月額は、理事長が別に定める額とする。

３　賃上げ特別手当の支給方法については、職員給与規程第11条及び第12条の規定を準用する。

４　前項に規定するもののほか、賃上げ特別手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和８年８月６日規程第15号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年８月６日から施行し、令和８年６月１日から適用する。ただし、改正後の第８条第３項の規定及び次条の規定については、令和10年５月31日まで適用する。

（外科医療確保特別手当）

第２条　理事長が別に定める労災病院に勤務する理事長が別に定める医師が、長時間かつ高度な技術を要する外科手術に従事した場合に、外科医療確保特別手当を支給する。

２　外科医療確保特別手当の額は、理事長が別に定める額とする。

３　前各項に規定するもののほか、外科医療確保特別手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和８年10月20日規程第16号）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和８年11月１日から施行し、令和８年６月１日から適用する。

別表１（第７条関係）

事務職俸給表

（単位：円）

職位／号俸	上席参事１級	上席参事２級	参事１級	参事２級	参事３級	主事１級又は技師１級	主事２級又は技師２級	主事３級又は技師３級	書記１級又は技手１級	書記２級又は技手２級	書記３級又は技手３級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	393,100	361,200	334,600	326,800	311,900	297,800	278,200	258,900	243,600	228,400	－
2	404,300	371,000	343,100	334,500	319,300	304,800	284,700	265,000	248,600	232,000	210,000
3	415,600	380,900	351,800	342,200	326,700	311,800	291,200	271,100	253,600	235,600	214,500
4	428,100	391,200	361,100	349,900	334,100	318,800	297,700	277,200	258,600	239,200	219,000
5	441,100	401,800	370,400	357,600	341,500	325,800	304,200	283,300	263,600	242,900	221,800
6	454,300	412,400	379,700	365,300	348,900	332,800	310,700	289,400	268,600	246,600	224,500
7	468,200	423,000	389,500	373,200	356,400	339,800	317,200	295,500	273,600	250,300	226,400
8	482,300	433,600	398,900	381,200	364,100	346,900	323,700	301,600	278,600	254,000	228,300
9	496,300	444,200	408,300	389,000	372,000	354,100	330,200	307,700	283,600	257,700	230,200
10	510,300	454,500	417,700	396,800	379,900	361,800	336,700	314,100	288,600	261,400	232,100
11	523,900	464,100	427,100	404,600	387,700	369,500	343,500	320,600	293,600	265,100	234,000
12	537,200	473,600	436,500	412,400	395,400	377,200	349,800	327,100	298,200	268,800	235,900
13	550,500	482,700	445,900	420,100	401,500	384,900	355,900	333,600	302,200	271,900	237,800
14	559,000	490,900	455,300	427,200	407,300	392,600	361,900	339,800	306,200	275,000	239,700
15	567,400	498,900	464,700	433,600	412,900	398,700	366,600	346,000	310,200	278,100	241,600
16			473,100	440,000	418,400	404,500	371,200	351,900	314,200	281,200	243,500
17				446,100	423,900	409,900	375,000	357,800	318,200	284,300	245,400
18				451,300	429,100	414,700	378,800	362,300	322,200	287,400	
19					434,300	419,400	382,500	366,800	326,200	290,500	
20						423,800	386,100	370,400	330,200		
21							389,700	374,000			
22								377,600			
23								381,200			

備考　この表は、本部及び労災病院、その他の施設の事務員並びに理事長の指定する職員に適用する。

別表２（第７条関係）

医師俸給表

（単位：円）

職位 号俸	医監 俸給月額	医長 俸給月額	医事 俸給月額	副医事 俸給月額
1	465,400	370,000	319,100	261,800
2	475,500	380,200	328,900	270,800
3	485,600	390,400	338,700	279,800
4	495,700	400,600	348,500	288,800
5	505,800	410,800	358,300	297,800
6	515,900	421,000	368,100	306,800
7	526,000	431,200	377,900	315,800
8	536,100	441,400	387,700	324,800
9	546,200	451,600	397,500	333,800
10	556,300	462,700	407,300	342,800
11	566,500	472,700	417,100	351,800
12	576,800	482,500	426,900	360,800
13	587,100	492,000	436,800	369,800
14	597,400	501,500	447,000	378,800
15	608,000	511,000	456,800	387,800
16	620,100	520,500	466,300	395,300
17	631,700	530,000	475,200	402,800
18	643,300	539,500	483,800	410,300
19	654,900	549,000	492,300	417,800
20	666,500	557,900	498,100	425,300
21		564,100	503,900	432,800
22		570,300	509,600	440,300
23		576,500	515,300	

備考１　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

２　医監については、理事長が必要と認めた場合においては、その俸給月額を、この表の最高の俸給月額にその最高の俸給月額とその直近下位の俸給月額との差額を加えた合計額の範囲内において理事長が別に定めることができる。

別表３（第７条関係）

医療職俸給表

（単位：円）

職位 / 号俸	特１等級	１等級	特２等級	２等級	特３等級	３等級	４等級	５等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	400,400	347,600	320,700	294,300	263,900	245,000	219,400	195,500
2	410,200	357,100	329,100	301,900	269,300	250,400	224,000	200,000
3	420,500	367,800	337,500	309,500	275,000	255,800	228,600	204,500
4	431,100	377,500	345,900	317,100	281,600	261,200	233,200	209,000
5	441,800	387,100	354,600	324,700	288,700	266,600	237,800	213,500
6	452,700	396,600	363,400	332,300	296,300	272,000	242,400	218,000
7	463,700	406,100	372,100	339,900	303,900	278,600	247,000	222,500
8	474,900	415,600	379,900	347,500	311,500	285,700	251,600	227,000
9	487,500	425,000	387,700	355,200	319,100	293,300	256,200	231,500
10	499,800	434,400	395,400	363,800	326,700	300,900	261,400	235,700
11	508,600	443,700	402,900	371,500	334,300	308,500	266,700	239,900
12	515,300	452,900	410,400	379,000	341,900	316,100	272,700	243,800
13	521,500	460,400	417,800	386,400	349,400	323,700	278,700	247,300
14	527,700	467,900	425,100	393,000	356,800	331,100	284,700	250,800
15	532,800	475,300	429,900	399,300	364,200	338,500	290,700	254,300
16	537,800	481,800	434,700	404,200	370,700	345,900	296,700	257,800
17			439,500	409,000	376,100	352,900	302,700	261,300
18				413,800	381,200	359,700	308,700	264,800
19				418,500	386,000	365,600	314,100	268,300
20				423,200	390,300	369,500	319,200	271,800
21					394,600	373,100	324,100	275,300
22					398,900	376,700	327,800	278,800
23					403,100	380,300	331,300	282,000
24					407,300	383,900	334,100	284,800
25								287,300

備考　この表は、薬剤師、診療放射線技師、診療Ｘ線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士及びマッサージ師並びに理事長の指定する職員に適用する。

別表４（第７条関係）

看護職俸給表

（単位：円）

職位／号俸	特等級	特１等級	１等級	特２等級	２等級	３等級	４等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	352,900	327,300	279,000	265,600	255,200	225,900	197,500
2	363,300	335,400	285,600	271,600	260,400	230,000	201,600
3	373,700	343,500	292,500	277,600	265,600	234,100	205,700
4	384,100	351,700	299,400	283,600	270,800	238,300	209,800
5	395,400	359,900	306,300	290,500	276,400	242,500	213,900
6	405,700	368,100	313,200	297,400	282,400	246,700	218,000
7	416,000	377,200	320,100	304,300	289,300	250,900	222,100
8	426,200	386,300	327,000	311,200	296,200	255,100	226,200
9	436,300	395,200	333,900	318,100	303,100	259,300	230,300
10	445,800	404,100	340,800	325,000	310,000	263,500	234,400
11	453,900	412,400	347,700	331,900	316,900	267,700	238,500
12	460,800	419,700	354,700	338,800	323,800	272,100	242,600
13	467,700	426,900	361,700	345,700	330,700	277,300	246,800
14	474,600	433,900	368,800	352,700	337,600	282,500	251,000
15	481,000	440,800	375,800	358,700	344,500	287,700	255,200
16	487,300	447,600	382,800	364,700	351,500	293,800	259,400
17	491,500	454,400	389,600	370,700	357,200	300,100	263,600
18	495,300	461,100	396,400	376,700	362,900	306,500	267,900
19	499,000	466,800	403,200	382,700	368,600	312,900	273,100
20		471,600	408,900	388,700	374,300	319,300	278,300
21			414,400	394,700	379,900	325,900	283,500
22			419,900	400,300	385,300	332,500	288,900
23			425,400	404,700	390,700	339,000	294,600
24			430,900	408,800	395,900	345,300	300,600
25			436,400	412,900	400,100	350,900	306,600
26				417,000	404,100	355,500	311,100
27				421,100	408,100	359,600	315,400
28				425,000	412,100	363,100	319,400
29						366,500	323,000
30						369,900	326,600

備考　この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表５（第７条関係）

技能・業務職俸給表

（単位：円）

職位 号俸	１等級 俸給月額	特２等級 俸給月額	２等級 俸給月額	３等級 俸給月額	４等級 俸給月額	５等級 俸給月額
1	264,800	247,000	237,800	221,600	198,200	－
2	269,600	251,700	242,400	226,000	201,900	180,000
3	274,400	256,400	247,000	230,400	205,600	183,600
4	279,200	261,100	251,600	234,800	209,300	187,200
5	284,000	265,800	256,200	239,200	213,100	190,800
6	288,800	270,500	260,800	243,600	216,900	194,400
7	293,600	275,200	265,300	248,100	220,700	198,100
8	298,400	279,900	269,800	252,600	224,500	201,800
9	303,200	284,600	274,300	257,000	228,300	205,500
10	308,000	289,300	278,800	260,900	232,100	209,100
11	312,800	294,000	283,300	264,800	235,900	212,600
12	317,600	298,700	287,800	268,700	239,800	215,800
13	322,400	303,400	292,300	272,600	243,700	219,000
14	327,200	307,900	296,800	276,500	247,300	222,200
15	332,000	312,400	301,300	280,400	250,800	225,200
16	336,800	316,900	305,800	284,200	254,300	228,000
17	341,300	320,700	310,300	287,900	257,100	230,800
18	345,700	324,500	314,800	291,300	259,900	233,400
19	349,100	328,300	318,600	294,700	262,700	236,000
20	352,500	332,100	322,000	298,100	264,900	238,600
21	355,900	334,800	324,600	301,400	267,000	241,200
22	359,300	337,500	327,200	303,900	269,100	243,800
23	362,700	340,200	329,800	306,400	271,200	246,400
24	366,100	342,900	332,400	308,900	273,300	249,000
25	369,500	345,600	335,000	311,400	275,400	251,600
26			337,600			254,200
27						256,800
28						259,400

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表６（第15条―第17条関係）

調整手当適用施設

区分	支給施設	支給割合
A	東京労災病院 東京労災病院治療就労両立支援センター 東京産業保健総合支援センター	12／100
B	本部 関東労災病院、横浜労災病院、中部労災病院、旭労災病院、大阪労災病院、関西労災病院及び神戸労災病院 横浜労災看護専門学校、中部労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校及び関西労災看護専門学校 関東労災病院治療就労両立支援センター、横浜労災病院治療就労両立支援センター、中部労災病院治療就労両立支援センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター及び関西労災病院治療就労両立支援センター 神奈川産業保健総合支援センター、愛知産業保健総合支援センター、京都産業保健総合支援センター、大阪産業保健総合支援センター及び兵庫産業保健総合支援センター 労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）及び労働安全衛生総合研究所（登戸地区）	10／100
C	埼玉産業保健総合支援センター、千葉産業保健総合支援センター及び福岡産業保健総合支援センター 労働安全衛生総合研究所（湘南地区）	６／100
D	東北労災病院、千葉労災病院、和歌山労災病院、岡山労災病院、九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター 東北労災看護専門学校、千葉労災看護専門学校及び岡山労災看護専門学校 東北労災病院治療就労両立支援センター及び九州労災病院治療就労両立支援センター 北海道産業保健総合支援センター、宮城産業保健総合支援センター、静岡産業保健総合支援センター、滋賀産業保健総合支援センター、奈良産業保健総合支援センター、和歌山産業保健総合支援センター、岡山産業保健総合支援センター、広島産業保健総合支援センター及び長崎産業保健総合支援センター アスベスト疾患研究・研修センター	３／100

別表７　削除

別表８（第18条関係）

特別調整手当支給区分表

支給対象職員	支給率
１　結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする臨床検査技師及び衛生検査技師 ２　結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師 ３　せき髄麻ひ患者の理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に直接従事することを本務とする理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 ４　診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び救急救命士のうち理事長が別に定める職員	６／100

別表９（第19条関係）

職務手当支給区分表

	職務手当を支給される職員	支給月額
本部	部長又は理事長が別に定める職にある職員	110,000円
	次長、営繕企画監、主席監査員又は調査役の職にある職員	105,000円
	課長、室長、監査員又は主任専門職の職にある職員	90,000円
	班長又は専門職の職にある職員	35,000円
施設	院長の職にある職員	170,000円
	副院長、校長又は所長の職にある職員	130,000円
	事務局長又は管理部長（アスベスト疾患研究・研修センターの管理部長を除く。）の職にある職員	100,000円
	部長又は副所長の職にある職員のうち、医師俸給表の適用を受ける者	95,000円
	部長の職にある職員のうち、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける者（中央診療部の各部門の部長を除く。）	90,000円
	事務局次長、管理部次長、事務長、副所長（上欄に掲げる者を除く。）、副代表、副部長、副校長又はアスベスト疾患研究・研修センターの管理部長の職にある職員	80,000円
	課長、中央診療部の各部門の部長の職にある職員のうち医療職俸給表の適用を受ける者、看護師長又は栄養管理室長の職にある職員	60,000円

別表10（第21条関係）

初任給調整手当適用施設

適用区分	支給対象施設
A	沖縄産業保健総合支援センター
B	釧路労災病院 北海道せき損センター 釧路労災看護専門学校
C	青森労災病院、秋田労災病院、福島労災病院、富山労災病院、浜松労災病院、山陰労災病院、中国労災病院、山口労災病院、香川労災病院、愛媛労災病院、長崎労災病院及び熊本労災病院 吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター 熊本労災看護専門学校 中国労災病院治療就労両立支援センター 青森産業保健総合支援センター、岩手産業保健総合支援センター、秋田産業保健総合支援センター、山形産業保健総合支援センター、福島産業保健総合支援センター、茨城産業保健総合支援センター、栃木産業保健総合支援センター、群馬産業保健総合支援センター、新潟産業保健総合支援センター、富山産業保健総合支援センター、石川産業保健総合支援センター、福井産業保健総合支援センター、山梨産業保健総合支援センター、長野産業保健総合支援センター、岐阜産業保健総合支援センター、三重産業保健総合支援センター、鳥取産業保健総合支援センター、島根産業保健総合支援センター、山口産業保健総合支援センター、徳島産業保健総合支援センター、香川産業保健総合支援センター、愛媛産業保健総合支援センター、高知産業保健総合支援センター、佐賀産業保健総合支援センター、熊本産業保健総合支援センター、大分産業保健総合支援センター、宮崎産業保健総合支援センター及び鹿児島産業保健総合支援センター
D	東北労災病院、千葉労災病院、和歌山労災病院、岡山労災病院、九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター 東北労災看護専門学校、千葉労災看護専門学校及び岡山労災看護専門学校 東北労災病院治療就労両立支援センター及び九州労災病院治療就労両立支援センター 北海道産業保健総合支援センター、宮城産業保健総合支援センター、静岡産業保健総合支援センター、滋賀産業保健総合支援センター、奈良産業保健総合支援センター、和歌山産業保健総合支援センター、岡山産業保健総合支援センター、広島産業保健総合支援センター及び長崎産業保健総合支援センター アスベスト疾患研究・研修センター
E	本部 東京労災病院、関東労災病院、横浜労災病院、中部労災病院、旭労災病院、大阪労災病院、関西労災病院及び神戸労災病院 横浜労災看護専門学校、中部労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校及び関西労災看護専門学校 東京労災病院治療就労両立支援センター、関東労災病院治療就労両立支援センター、横浜労災病院治療就労両立支援センター、中部労災病院治療就労両立支援センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター及び関西労災病院治療就労両立支援センター 埼玉産業保健総合支援センター、千葉産業保健総合支援センター、東京産業保健総合支援センター、神奈川産業保健総合支援センター、愛知産業保健総合支援センター、京都産業保健総合支援センター、大阪産業保健総合支援センター、兵庫産業保健総合支援センター及び福岡産業保健総合支援センター

別表11（第21条関係）

初任給調整手当月額表

（単位：円）

適用施設の区分 / 支給期間の区分	支給月額				
	A	B	C	D	E
（１）免許取得の日の属する月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（２）（１）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（３）（２）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（４）（３）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（５）（４）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（６）（５）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（７）（６）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（８）（７）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（９）（８）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（10）（９）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（11）（10）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（12）（11）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（13）（12）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（14）（13）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（15）（14）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（16）（15）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（17）（16）期間が満了する月の翌月から１年間	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100
（18）（17）期間が満了する月の翌月から１年間	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500
（19）（18）期間が満了する月の翌月から１年間	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900
（20）（19）期間が満了する月の翌月から１年間	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300
（21）（20）期間が満了する月の翌月から１年間	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700
（22）（21）期間が満了する月の翌月から１年間	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500
（23）（22）期間が満了する月の翌月から１年間	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700
（24）（23）期間が満了する月の翌月から１年間	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600
（25）（24）期間が満了する月の翌月から１年間	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900
（26）（25）期間が満了する月の翌月から１年間	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700
（27）（26）期間が満了する月の翌月から１年間	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700
（28）（27）期間が満了する月の翌月から１年間	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300
（29）（28）期間が満了する月の翌月から１年間	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000
（30）（29）期間が満了する月の翌月から１年間	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000
（31）（30）期間が満了する月の翌月から１年間	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400
（32）（31）期間が満了する月の翌月から１年間	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300
（33）（32）期間が満了する月の翌月から１年間	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900
（34）（33）期間が満了する月の翌月から１年間	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700
（35）（34）期間が満了する月の翌月から１年間	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500

別表11の２（第21条関係）

薬剤師初任給調整手当月額表

職位	号俸	支給月額
医療職４等級	３号俸	19,400円
	４号俸	20,000円
	５号俸	19,700円
医療職３等級	１号俸	24,100円
	２号俸	21,200円
	３号俸	17,800円
医療職特３等級	１号俸	13,900円
	２号俸	9,900円
	３号俸	5,900円
	４号俸	2,000円

別表12（第22条関係）

特殊勤務手当支給額表

特殊勤務手当を支給される職員	手当額
１　結核病棟の業務に従事した看護師、准看護師及び看護助手	その従事した日 １日につき320円
２　看護師及び准看護師で次に掲げる業務に従事した職員 １）血液透析業務に専ら従事した者 ２）採液室において採液業務に専ら従事した者 ３）中央手術室において手術介助業務に従事した者	
３　削除	
４　専ら結核病棟の業務に従事した病棟婦、炊事人、洗濯人その他理事長が指定する者	
５　検査室において検査業務に従事した検査助手	
６　分娩室において分娩介助業務に従事した助産師、看護師及び准看護師	
７　結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者のリハビリテーション医療に直接従事することを常例とするマッサージ師、理学療法助手、作業療法助手及び心理判定員	
８　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項、第３項及び第４項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師を除く。）	
９　専ら放射線医療業務に従事した医師、診療放射線技師及び診療エックス線助手	
10　専ら中央手術室において血液を扱う業務に従事した看護助手	
11　解剖介助業務のうち理事長が指定する業務に従事した職員（医師を除く。）	その従事した日 １日につき2,200円
12　高圧治療装置内において高圧のもとで診療業務に従事した職員	その従事した時間 １時間につき490円
13　神経科病棟（病室を含む。）に勤務した職員（医師を除く。）	その従事した日 １日につき160円

別表13（第33条関係）

期末手当及び勤勉手当の管理職加算割合表

対象職員	加算割合
1　本部の部長、次長、営繕企画監又は調査役の職にある職員及び理事長がこれらと同等の職にあると認める職員 2　労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの院長の職にある職員及び理事長が指定する労災病院の副院長又は事務局長の職にある職員 3　看護専門学校の校長の職にある職員	25／100
1　本部の課長、室長、監査員又は主任専門職の職にある職員 2　労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの副院長、事務局長、事務局次長、診療に関する部の部長又は労働安全衛生総合研究所の管理部長、管理部次長の職にある職員（上欄に掲げる者を除く。） 3　理事長が指定する労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの薬剤部長又は看護部長の職にある職員 4　看護専門学校の副校長又は事務長の職にある職員 5　治療就労両立支援センターの所長、部長又は事務長の職にある職員 6　産業保健総合支援センターの所長又は副所長の職にある職員 7　アスベスト疾患研究・研修センターの所長又は部長の職にある職員	12／100

別表14（第33条関係）

期末手当及び勤勉手当の職位別加算割合表

俸給表	職員	加算割合
事務職俸給表	職位の等級が上席参事１級の職員	20／100
	職位の等級が上席参事２級、参事１級及び参事２級の職員	15／100 （職位の等級が上席参事２級に属する職員のうち規程別表13の加算割合が25／100の職員にあっては20／100）
	職位の等級が参事３級及び主事１級又は技師１級の職員	10／100
	職位の等級が主事２級又は技師２級及び主事３級又は技師３級の職員	５／100
医師俸給表	職位の等級が医監及び医長の職員	15／100 （職位の等級が医監に属する職員のうち規程別表13の加算割合が25／100の職員にあっては20／100）
	職位の等級が医事４号俸以上の職員	10／100
	職位の等級が医事３号俸の職員	５／100
医療職俸給表	職位の等級が特１等級、１等級及び特２等級の職員	15／100
	職位の等級が２等級の職員	10／100
	職位の等級が特３等級及び３等級の職員並びに４等級14号俸以上の職員	５／100
看護職俸給表	職位の等級が特等級及び特１等級の職員	15／100
	職位の等級が１等級及び特２等級の職員	10／100
	職位の等級が２等級の職員及び３等級16号俸以上の職員	５／100
技能・業務職俸給表	職位の等級が１等級及び特２等級の職員並びに２等級18号俸以上の職員	５／100